

I. 反対尋問

1. 判例を挙げた趣旨は何か
2. V. 学説の検討1において『「占有の意思」を補充的にとはいえ占有の事実の判断に用いることになるが、占有の意思は占有の事実の枠外でも占有の有無の判断に用いられるものであり、この説では占有の意思を二重に考慮することになってしまう』とあるが、具体的にどういうことか
3. 時間的・場所的接着性の具体的基準はあるか。あるとしてその内容は何か
4. 検察側は占有の意思をどのように評価するのか

II. 学説の検討

1. 検察側は以下の理由により甲説を採用しない。

公園という場所の特殊性や被害者に占有の意思が無いことなどを考慮せず画一的に時間的場所的接着性のみで判断するのは疑問である。また、占有概念が不当に拡大することになり、妥当でない。
2. 検察側は以下の理由により乙説を採用する。

公園や自宅など財物の置かれている場所の客観的事情は占有の有無の判断材料として有益である。時間的場所的接着性に加えその他の事情を総合考慮しているため多角的な判断が可能である。

III. 本問の検討

1. Aが公園のベンチに置き忘れたポシェットをXが持ち去った行為につき、「他人の財物」を「窃取」したとして窃盗罪(235条)が成立しないか。
 - (1) まず本件ポシェットはAの所有物であるため「他人の財物」に該当する。
 - (2) もっとも、「窃取した」と言えるか。本事例ではAが本件ポシェットを失念したまま公園の外に出ているため占有が認められないのではないかが問題となる。

この点、検察側は乙説を採用する。

確かに、Xの領得行為時には、Aは未だ27メートルほどしか離れておらず、領得行為がAの立ち去りから16秒後であれば場所的・時間的にも接着しているといえる。

しかし、本件ポシェットを置き忘れた場所は自宅や自車の中とは異なり、誰でも利用できる公衆の公園内のベンチの上であり、排他性は弱いといえる。また、時間が午後6時前後ということ考虑すると人もあまりいないと考えられるので、支配を推認せしめる客観的状況もない。かつAは一時的にせよ200メートル先の駅の改札につくまで本件ポシェットを失念していたため主観的な占有の意思も認められない。したがって、「窃取した」といえず、窃盗罪(235条)は成立しない。
2. もっとも、誰の占有にも属していないAの所有するポシェットは「他人の物」であり、「横領」したといえ占有離脱物横領罪(254条)が成立する。

IV. 結論

Xはポシェットを持ち去った行為につき占有離脱物横領罪(254条)が成立する。

以上